

地 域 型 住 宅 ブ ラ ン ド 化 事 業

木 と 技 ・ 京 の 家

木と技・京の家づくり協議会代表者

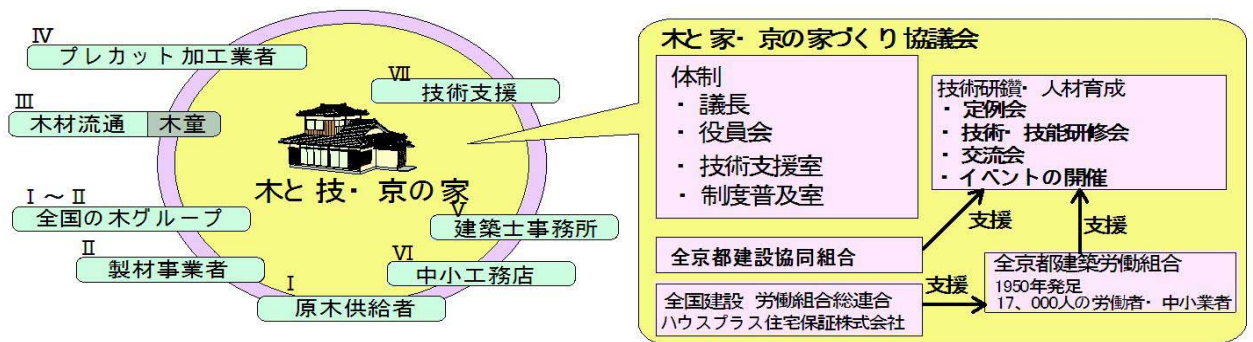
代表者名： 川久保雄二郎
代表者所属先： 全京都建設協同組合
代表者住所： 京都市西京区榎原盆山13-1
電話番号： 075-382-1021

木と技・京の家づくり協議会事務局

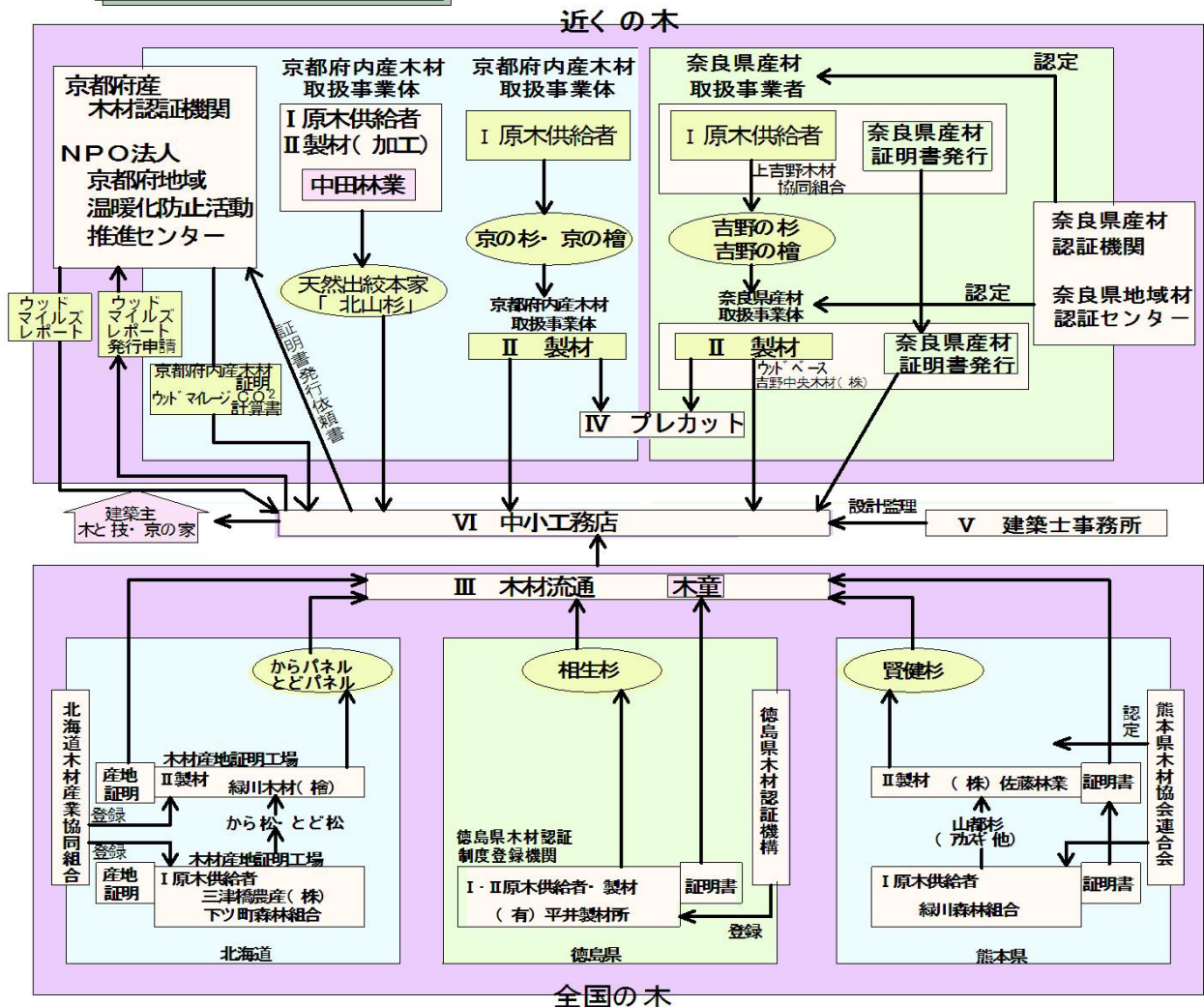
事務局事業者名： 全京都建築労働組合
事務局担当者名： 近藤敏哉
事務局住所： 〒601-8448
京都市南区西九条豊田町3番地
事務局電話番号： 075-662-5321
事務局 F A X： 075-662-5331
事務局担当者E-mail honbu003@kyokenro.or.jp

体制

構成員の連携体制



地域材供給のながれ



木と技・京の家に使用する地域材の選定に当たっての考え方

地域材は木造建築と木の文化の中心地である京都にふさわしい材を選定した。

「近くの木」

中心として利用する木は、木材輸送距離を押さえCO₂排出量を抑制する観点と、地域経済活性化観点から、京都府・奈良県の杉・檜を選定した。

「京の杉・京の檜」

トレイサビリティの高い京都府内産認証木材とした。

「天然出紋本家・北山杉」

世界的ブランドである北山杉の中でも、昭和初期に天然出紋を発見してからその育成・伐採・加工販売を一貫しておこなってきた中田林業が供給する北山杉だけを地域材としての「天然出紋本家北山杉」とした（京都府内産認証材）

「吉野の杉・吉野の檜」

杉のトップブランド産地である吉野杉・檜は上吉野木材協同組合から原木を供給し、品質管理能力の高いウッドベース又は吉野中央木材（株）で製材をした材とした。

「全国の木」

京都府及び隣府県では調達が困難な樹種や、杉であっても特性が違う材を「地域材」とすること多種多様な木材を暮らしに役立ててきた文化の継承と発展に役立てたいと考えた。具体的には全国産地と結び良質な材を供給している木童の取り扱っている材のうち、「地域材」の定義に合致したのを選定した。

具体的には「からパネル・とどパネル」利用が進まない北海道のから松・とど松をパネル化した製を地域材として、床材や家具への利用をすすめようと考えた。

「相生杉」

色が良く、欠陥の少ない徳島県産の杉をモルダー加工した製品を地域材とした。主に床等の内装材として使う。

「賢建杉」

赤味の美しい熊本県の山都杉をモルダー加工した製品を地域材とした。主に壁や天井等の内装材として使う。

木と技・京の家の特徴・具体像及び共通ルール

(1) 地域の気候・風土、歴史、文化、街並み景観等の特徴 (必須)	比較的温暖な気候、京都の森林率は75% (全国10位) で森林の豊富な地域。
	歴史都市・京都を中心に社寺仏閣が多く、京町家や民家など木造建築文化の中心的地域。日本文化の中心地であるとともに、木の文化の中心地。
	モデルフォレスト運動に取り組んでいる国内唯一の自治体。温暖化防止に関する議定書が初めて採択された地。
(2) 地域材の特徴、地域材供給の現状 (必須)	京都には工芸品ともいえる北山杉という世界レベルで通用するブランド材がある。隣接する奈良県には杉のトップブランドともいえる吉野杉がある。
	林業技術が高いため、年輪が細かく目の通りも良い。
	木造建築の文化を支えてきた材であるが、利用が進んでいない。
(3) 上記を踏まえた地域型住宅の特徴、具体像等 (必須)	「近くの木」を中心に利用し、木の文化の中心地である事を考慮し、「全国の木」を建物に生かす。
	京都は歴史的に文化の中心地であり、高度な技を必要とする建造物が数多くある。その技の伝統を引き継いだ職人がおり、特産品がある。「木と技・京の家」は 地域材をふんだんに使って職人の高い技でつくりあげる木を生かした安心の家である。木造建築文化の中心的地域で良質な住宅を供給し景観形成と共に森林の保全に寄与し、そうした住宅を供給する川上から川下までの事業者の連携を強化し、持続可能な仕組の構築をめざす。この事業では特に職人の高い技能の発揮と継承に重点を置く。

木と技・京の家の生産に関する共通ルール		個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段	
(1) 木と技・京の家の規格・仕様に関する共通ルール	構造安全性は許容応力度計算又は限界耐力計算によって確認する。	構造設計図書は第三者機関の検査をうけ適合書を添付。	
	主要構造材は100%国産材とする	設計図書・樹種を表示した出荷証明添付。	
(2) 木と技・京の家に用いる地域材の供給・加工・利用に関する共通ルール	「京の杉・京の檜」は京都府内産木材取扱事業者であるグループの構成員のみで供給する。天然出絞本家北山杉については中田林業により生産、加工された材を利用する。「吉野の杉・吉野の檜」については上吉野木材協同組合で丸太を供給し、ウッドベース又は吉野中央木材(株)で製材し利用する。	京都府内産木材認証制度における証明書(京の杉・京の檜・北山杉)。奈良県産材証明書(吉野の杉・吉野の檜)。木童経由で出荷証明(全国の木)北海道木材産業協同組合連合会による	
	主要構造材(柱・梁・桁・土台)における地域材使用のルール	柱はすべて「近くの木」を使用する。(ただし、床柱や大黒柱など特殊な柱で杉、桧以外の樹種の場合はこの限りでない)。	設計図書・木拾い表の添付。京都府内産木材認証制度における証明書添付。(京の杉・京の檜・北山杉)奈良県産証明書添付。(吉野の杉・吉野の檜)
	主要構造材以外の部材における地域材使用のルール	床仕上材のうち延面積の10%以上の面積で地域材を使用する。敷居・鴨居、建具材、アルミサッシ等の額縁は全て地域材とする(ただし、浴室等水廻りについてはこの限りでない)。	設計図書、使用面積計算書、出荷証明添付。
木と技・京の家の積算に関する共通ルール	木材については「木と技・京の家づくり」協会の製作した『木拾い表』を使用し合理化をはかる。	指定『木拾い表』添付	
木と技・京の家の施工に関する共通ルール	実際に設計・施工した全ての職人を明確にする。	施工業者名及び職人名簿の提出。(下請け等含む)	
	フェイスシート(業種・資格・経験年数過去の仕事紹介・顔写真)提出	フェイスシートの添付。	
木と技・京の家の維持管理に関する共通ルール	引渡後30年後までの維持管理計画書の策定と点検の実施。定期点検を行い、施主と良好な関係を構築する。ホームドクターなる	維持管理計画書の添付。	
	施工者及び京の家づくり協会において住宅履歴情報の管理を実施、サポートをする。	住宅履歴情報の写しを添付。一般財団法人中小企業住宅センターに登録	
木と技・京の家に関するその他の共通ルール	建物全体の木材の移動距離(ウッドマイルージ)とそれに伴うCO2の排出量、トレーサビリティを表示したウッドマイルズレポートの発行	京都府地球温暖化防止活動推進センターによるウッドマイルズレポートの添付。	

木と技・京の家の生産体制による具体的取組

(1) 信頼性を確保するための具体的取組	『木と技・京の家技術支援室』を設置する。
	職人の顔が見えるフェイスシートを作成する。別紙2
	技術研修会・市民向公開講座・相談会を行う。
(2) 適切な維持管理のための具体的取組	設計図書・工事記録書の履歴情報を一般財団法人中小企業センターに委託
	定期点検を実施する。
	建物に不具合が生じた場合の原因究明・補修方法検討を支援する。
(3) 普及を促進するための具体的取組	地域のイベント（住宅デー等）に積極的に参加し、啓蒙活動を行う。
	木と技・京の家のHPを開設する。
	一般向けの森林～木材加工～住宅づくりの現地見学会を設置
(4) 地域の住宅生産技術の継承に関する具体的取組	若い職人の育成のために運営している全京都建築高等職業訓練校による技能研修の開催
	青年技能競技会等に参加をすすめる。
(5) 新しい住宅生産技術の導入に関する具体的取組	情報を収集をし、共有する。
(6) 資源の循環利用に関する具体的取組	古民家や京町家の再生ノウハウ獲得のための見学会・勉強会を行う
(7) 災害時の応急仮設住宅の供給に関する具体的取組	京都府と防災協定を結んでいる全京都建築労働組合と連携し普及支援をする。
	全建総連技術住宅対策部と共同で復旧支援・仮設住宅支援体制をとる。
(8) 地域型住宅の生産に関する人材育成その他の取組	職人をめざす若い世代や学生等を対象に、工事中物件や完成物件の見学会を開催し、構成員による技術指導を行う。

木と家・京の技の体制・取組・分担

具体的取組	対象者					
	会員	潜在 ユーザー	顕在 ユーザー			
			構想～設計	設計～契約	着工～完了	完了～入居
<p>(1) 地域型住宅の信頼性を確保するための具体的取組</p> <p>木と家・京の家 技術支援室 着工前：仕様審査 施工中：審査 検査は外部団体に依頼 竣工時：審査 検査は外部団体に依頼 竣工後：維持管理支援 ホームドクターとなるための支援</p>	<p>会員の技術等の向上のため の研修会等</p>	<p>地域のイベント等 相談活動</p>	<p>地域材の使用状況の透明化 数量（木拾い表） 位置（現地見学会）</p>	<p>技の公開（見学会） 建設過程の明確化 『木と家・京の家』啓蒙</p>	<p>木と家・京の家 技術支援室 精度管理支援・外部団体に検査</p>	<p>顧客確保から維持管理までのマニュアル作り</p>
<p>(2) 地域型住宅の適切な維持管理のための具体的取組（必須）</p>				<p>勉強会・見学会で事例検討</p>	<p>木と家・京の家 技術支援室 定期点検支援（時期・技術・等） 勉強会等で会員相互間の情報交換</p>	
<p>(3) 地域型住宅の普及を促進するための具体的取組（必須）</p> <p>木と家・京の家 制度普及室 定期的に地域のイベントに参加し、広報活動をする 関連他団体のイベントに参加し、啓蒙活動をする。</p>		<p>事例紹介 住宅相談</p>				
<p>(4) 地域の住宅生産技術の継承及び人材育成に関する具体的取組</p>		<p>事例紹介見学会</p>				<p>会員相互間で技術支援 全京都建築高等職業訓練校による技能研修の開催 青年技能競技会等に参加をすすめる。</p>
<p>(5) 新しい生産技術導入に関する具体的取組</p> <p>木と家・京の家 技術支援室 情報収集・検証</p>	<p>構成員対象とした勉強会</p>					

木と技・京の家仕様

	建築基準法 (検査済書)	ゆうゆう住宅S		木と技・京の家(認定書)
		長期優良住宅(適合書・認定証)	瑕疵担保保険(保険証券)	
住戸面積等		<p>一戸立住宅：店舗併用不可</p> <p>面積：居住面積75㎡以上(共同住宅55㎡以上) 規準階40㎡以上</p>		
構造	建築基準法	<p>1, 2, 3のいずれか</p> <p>1 耐震等級2以上(倒壊防止)</p> <p>、</p> <p>2 大規模地震時の地上部分の各階の安全限界変形の高さに対する割合をそれぞれ1/40以下とする(層間変形角を確認)</p> <p>、</p> <p>3 免震建築物とする</p>		<p>1, 2のいずれか</p> <p>1 地盤調査を行う</p> <p>、</p> <p>許容応力度計算</p> <p>2 地盤調査を行う</p> <p>、</p> <p>限界耐力計算</p>
維持管理等		<p>等級3相当</p> <p>専用配管をコンクリート内(基礎の立上り部除く)に埋め込まない。</p> <p>地中埋設管上に、コンクリートを打設しない。(外部の玄関ポーチ・テラスは除く)</p> <p>排水管の清掃のための措置</p> <p>1, 2いずれか</p> <p>1、清掃口を設ける</p> <p>2、清掃可能なトラップとする</p> <p>点検口や掃除口が設けられていること。</p> <p>床下点検口：人通りでの接続範囲</p> <p>小屋裏点検口：人通りでの接続範囲</p> <p>根太下空間33cm以上</p> <p>維持保全計画書作成</p> <p>見本『別紙1』</p> <p>10年ごとに点検を実施</p>		<p>実際に設計・施工した全ての職人を明確にする。</p> <p>施工業者名及び職人名簿の提出。</p> <p>(各業種の1名以上)</p> <p>フェイスシート(業種・資格・経験年数過去の仕事紹介・顔写真)提出</p> <p>参照見本『別紙2』</p> <p>引渡後30年後までの維持管理計画書の策定と点検の実施。定期点検を行い、施主と良好な関係を構築する。ホームドクターなる住宅履歴情報の実施</p> <p>一般財団法人中小企業住宅センターに登録</p> <p>登録項目(『別紙3』)</p> <p>申請時に提出</p> <p>完了時に提出:建築工事記録(見本『別紙4』)</p> <p>完了時に提示:工事施工チェックリスト(見本『別紙5』)</p>
劣化軽減		<p>劣化対策等級3</p> <p>基礎</p> <p>立上り地盤面より400mm以上</p> <p>べた基礎以外は60mm以上の防湿コンクリート、若しくは0.1mm以上の防湿フ</p> <p>床下からの防湿対応</p> <p>1, 2いずれか</p> <p>1、有効面積300cm²以上の換気穴を間隔4m以内ごとに設ける</p> <p>2、ねこ土台を使用する場合は、土台の全周にわたって、1m当たり有効面積75cm²以上の換気可能な空けきを確保する。</p> <p>ただし、基礎断熱工法を採用する場合は、この限りではない。</p> <p>軸組(地盤から1m以内)</p> <p>通気層設置(ただし、軒900mmの真壁は通気工法でなくて良い)</p> <p>1, 2, 3いずれか</p> <p>1、防腐・防蟻処理</p> <p>2、柱小径130mm以上</p> <p>3、耐久性区分D1柱小径120mm以上</p>	<p>防水</p> <p>『別紙6』</p> <p>まもりすまい保険設計施工規準P34~P68</p>	<p>主要構造材は100%国産材を使用</p> <p>主要構造材とは柱・梁・桁・土台</p> <p>柱は100%『近くの木』を使用</p> <p>『近くの木』とは京都府内産材</p> <p>床柱や大黒柱など特殊な柱で杉、桧以外の樹種の場合はこの限りでない</p> <p>床仕上材のうち延面積の10%以上の面積で地域材を使用する。</p> <p>敷居・鴨居、建具材、アルミサッシ等の額縁は全て地域材とする(ただし、浴室等水廻りについてはこの限りでない)。</p> <p>木材については「木と技・京の家づくり」協議会の製作した『木拾い表』を添付</p> <p>『木拾い表』別紙7</p>

木と技・京の家仕様

	建築基準法 (検査済書)	ゆうゆう住宅S		木と技・京の家 (認定書)
		長期優良住宅 (適合書・認定証)	瑕疵担保保険 (保険証券)	
劣化軽減		土台の防腐 1, 2, いずれか 1、 水切を設置K3以上の防腐・防蟻処理 2、 水切を設置、耐久性能D1材 地盤面の防腐 1, 2, 3いづれか 1、 ベタ基礎 2、 床下前全面に布基礎と一体のコンクリートスラブ 3、 土壌処理 浴室・脱衣室等の防水 1, 2, いずれか 1、 防水上有効な仕上げ (CFシート等) 2、 JIS4416規定のUB 小屋裏 1、 小屋裏外壁に2箇所以上換気口 天井面積の1/300以上 2、 軒裏に2箇所以上換気口 天井面積の1/250以上 3、 軒裏給気口小屋裏外壁排気口 それぞれ天井面積の1/900以上 4、 軒裏給気口 天井面積の1/900以上、小屋裏頂部排気塔天井面積 1/1600以上		
温熱環境		等級4相当 I 断熱構造とする A, 屋根 (小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く) 又はその直下の天井 B, 外気に通じる小屋裏若しくは天井裏に接する天井 C, 外気に接する壁 D, 外気に接する床 E, その他の床 外気に通じる床裏に接する床 外気に接する床のうち、延べ床面積に0.05を乗じた面積以下の部分 F, 開口部 G, 外気に接する土間床の外周部 H, その他の土間床の外周部 (外気に通じる床裏に接する土間床の外周部) (断熱構造としなくてもよい部分) a, 居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫その他これに類する空間における、居室に面する部位以外の部位 b, 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する壁 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁、ベランダその他これらに類するもの c, 玄関・勝手口及びこれに類する部分における土間床部分 d, 断熱構造となっている床下下部における土間床部分 e 詳細『別紙8』		京都府地球温暖化防止活動推進センターによるウッドマイルズレポートの添付。
		適合申請 ハウスプラス必要書類『別紙9』参照		